

令和6年度水質測定結果

		物質名	単位	流入水	放流水	排水基準値 水質汚濁防止法 ・県条例
一般項目	1	水素イオン濃度 (pH)	－	7.03	7.09	5.8～8.6
	2	生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	234.1	6.8	25 (20)
	3	化学的酸素要求量 (COD)		175.5	6.7	---
	4	浮遊物質 (SS)		383	3	60 (50)
	5	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)		<1.0	<1.0	5
	6	〃 (動植物油脂類)		14	<1.0	5
	7	フェノール類含有量		0.09	<0.05	0.5
	8	銅含有量		0.02	0.01	2
	9	亜鉛含有量		0.09	0.08	2
	10	溶解性鉄含有量		0.49	0.04	10
	11	溶解性マンガン含有量		0.64	0.40	10
	12	クロム含有量		<0.02	<0.02	2
	13	大腸菌群数	個/cm ³	108,000	27	(3000)
	14	窒素含有量 (T-N)	mg/L	45.38	7.89	120 (60)
	15	磷含有量 (T-P)		9.043	1.263	16 (8)
有害物質	1	カドミウム及びその化合物	mg/L	<0.001	<0.001	0.03
	2	シアン化合物		<0.02	<0.02	1
	3	有機磷化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。)		<0.05	<0.05	1
	4	鉛及びその化合物		<0.005	<0.005	0.1
	5	六価クロム化合物		<0.02	<0.02	0.2
	6	砒素及びその化合物		<0.005	<0.005	0.1
	7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		<0.0005	<0.0005	0.005
	8	アルキル水銀化合物		不検出	不検出	検出されないこと。
	9	ポリ塩化ビフェニル (P C B)		<0.0005	<0.0005	0.003
	10	トリクロロエチレン		<0.002	<0.002	0.1
	11	テトラクロロエチレン		<0.0005	<0.0005	0.1
	15	ジクロロメタン		<0.002	<0.002	0.2
	12	四塩化炭素		<0.0002	<0.0002	0.02
	18	1,2-ジクロロエタン		<0.0004	<0.0004	0.04
	16	1,1-ジクロロエチレン		<0.002	<0.002	1
	17	シス-1,2-ジクロロエチレン		<0.004	<0.004	0.4
	13	1,1,1-トリクロロエタン		<0.0005	<0.0005	3
	14	1,1,2-トリクロロエタン		<0.0006	<0.0006	0.06
	19	1,3-ジクロロプロペン		<0.0002	<0.0002	0.02
	21	チウラム		<0.005	<0.005	0.06
	22	シマジン		<0.001	<0.001	0.03
	23	チオベンカルブ		<0.001	<0.001	0.2
	20	ベンゼン		<0.001	<0.001	0.1
	24	セレン及びその化合物		<0.005	<0.005	0.1
	26	ほう素及びその化合物		0.3	0.3	10
	27	ふつ素及びその化合物		0.37	0.16	8
	28	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (無機性窒素)		6.93	4.94	100
	25	1,4-ジオキサン		<0.005	<0.005	0.5

()は日間平均

備考) 「大腸菌群数」は令和7年度から「大腸菌数」に変更になりました。これに伴って、排水基準が次のとおりに変更になりました。

大腸菌群数：日間平均3,000個/cm³ → 大腸菌数：日間平均800CFU(コロニー形成単位)/ml

(北部浄化センター)